商労文教委員会会議記録（第２号）

令和８年　７月　３日

福島県議会

１　日時

令和８年　７月　３日（金曜）

午前　１０時５９分　開議

午後　　２時３８分　散会

２　場所

商労文教委員会室

３　会議に付した事件

別添「議案付託表」（第１号添付）及び請願調書のとおり

４　出席委員

委員長	渡邊　哲也	副委員長	渡辺　康平
委員	長尾　トモ子	委員	宮下　雅志
委員	山田　平四郎	委員	宮本　しづえ
委員	橋本　徹	委員	伊藤　達也
委員	山田　真太郎	委員	金澤　拓哉

５　事務局職員

議事課	主査	大江　由貴
政務調査課	専門員	三瓶　芳和

６　説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局長	佐藤　みゆき
次長兼審査調整課長	大橋　雅人

教育庁

教育長	鈴木　竜次
教育庁政策監	髙橋　浩一

教育次長（業務担当）	髙　橋　喜　智
県立高校改革監	川　俣　　基
庁参事（人事・企画担当）	佐　藤　尚　美
教育総務課長	大　林　徹　也
財務課長	坂　本　桂　一
施設財産室長	吉　田　秀　彦
職員課長	渡　邉　耕　史
福利課長	奥　寺　洋　暁
社会教育課長	遠　藤　裕　一
文化財課長	後　藤　雅　樹
庁参事兼義務教育課長	佐　藤　敏　宏
高校教育課長	中　村　充　幸
県立高校改革室長	佐　藤　克　敏
特別支援教育課長	齋　藤　成　子
健康教育課長	木　幡　　健

7　議事の経過概要

（午前　１０時５９分　開議）

渡邊哲也委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより商労文教委員会を開く。

これより労働委員会事務局の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

政務調査課三瓶専門員である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者を紹介願う。

（事務局長自己紹介）

渡邊哲也委員長

以上で紹介を終わる。

今回、労働委員会事務局については付託議案はないが、この際、労働委員会事務

局長より発言を求められているので、これを許す。

労働委員会事務局長

（別紙「６月県議会定例会商労文教委員会労働委員会事務局長説明要旨」により説明）

渡邊哲也委員長

これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

金澤拓哉委員

昨年度のワークルール出前講座の実績は８校で、今年度は現時点までに１校とのことだが、募集方法及び対象学年を聞く。また、定例的に実施しているのか。

次長兼審査調整課長

ワークルール出前講座については、労働委員会事務局のホームページで周知しているほか、チラシを作成して配布したり、県の公式ＬＩＮＥや事務局のＸ（旧ツイッター）にてＰＲしたりしている。

なお、今年度実施した福島大学では、毎年定例的に夜間主コースの学生を対象に実施している。また、県内の高校では11月頃に実施しているが、特に定例化しているわけではない。

金澤拓哉委員

講義資料を見たが、非常に大切な内容だと思うため、ぜひ広めてほしい。労働委員が講師を務めているのか。その場合、中立的な立場と労働者の立場、使用者の立場から講義すると思うが、どうか。

次長兼審査調整課長

労働委員が講師を務めているが、労使の区分なく講義してもらっている。

金澤拓哉委員

ワークルール出前講座は、絶対に守らなければならないラインを伝えるものだと思っているが、世の中に出て人や社会のために働くことはすばらしいということも併せて伝えられればうれしく思う。私も様々な講師を務めているが、資料に書かれていることだけを話すわけではなく、それを分かりやすく伝える上で、自分の思いも含めて伝えているため、立場によってどちらかに傾くケースも当然あると思う。共通認識として、最終的には社会に出て、気持ちよく人の役に立つために、労使共

に認識すべきものがあると思う。以前、「社会の厳しさはもういいので社会の楽しさを教えてください。」というリクルートのキャッチコピーがあったが、今後、Ｎ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想の中で高校生たちがそのような感覚をつかんでいくと思うので、それとリンクする取組をしてほしいと思うが、どうか。

次長兼審査調整課長

大変重要なことである。出前講座においては、社会に出て必要となる基本的な知識として、賃金、年次有給休暇等は労働者の権利として認められており、会社側も理解していなければならないことだと伝えている。一方で、講師が自身の経験や最近の話題などを踏まえて講義しており、委員指摘の点についても触れながら、今後も実施していければと思う。

宮本しづえ委員

個別的労使関係調整事件を１件取り扱ったとのことだが、どのような事案か。また、当該企業に労働組合はあるのか。

次長兼審査調整課長

福祉サービス事業所に勤務していた労働者が、会社でのトラブルにより精神的損害を受けたとして、今年２月に慰謝料の支払いを求めて労働委員会に申請したものである。４月に公益委員、労働者委員、使用者委員の３者を調整員として調整を行った。各委員の立場から詳しく説明するとともに、労働者側、使用者側の立場での説得を続けて解決に至ったものである。なお、設立して間もない小規模な事業者とのことで、労働組合を設置していない。

宮本しづえ委員

全国的にも、また県内でも労働組合の組織率が２割を切っている。金澤委員指摘のとおり、社会で働くことは楽しいと理解してもらうことは本当に大事だが、楽しいと感じられる職場環境を実現するために、労働者同士が様々な意見を出し合う労働組合が存在し、基本的な人権として団結権が認められており、不満があれば解決できると知らせていくことが大変重要である。そうしなければ、働くことの楽しさにつながらないと思うため、ワークルール出前講座においては、労働組合を組織して問題を解決することの必要性、重要性を特に強調してほしい。労働組合に約２割しか加入していない実態は深刻である。自分の権利を主張し、調停まで持ち込むのは本当にまれな事例であり、そこまで至らなくても解決できる方法は幾らでもある

ことを若い人に知ってもらう必要がある。ワークルール出前講座においては、その点を強調してほしいが、講義の中ではどのように紹介されているのか。

次長兼審査調整課長

ワークルール出前講座では、様々なトラブルに巻き込まれた場合の相談窓口を紹介するとともに、労働組合に相談する方法もあると知らせている。

渡邊哲也委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって労働委員会事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

（午前　１１時１１分　休憩）

（午前　１１時１３分　開議）

渡邊哲也委員長

再開する。

これより教育庁の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

政務調査課三瓶専門員である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったので、新任者を紹介願う。

（県立高校改革監以上は自己紹介、その他の職員は政策監から紹介）

渡邊哲也委員長

以上で紹介を終わる。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第１号のうち本委員会所管分外６件を一括議題とする。

直ちに、教育長の説明を求める。

教育長

（別紙「６月県議会定例会商労文教委員会教育長説明要旨」により説明）

渡邊哲也委員長

続いて、財務課長の説明を求める。

財務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

渡邊哲也委員長

続いて、施設財産室長の説明を求める。

施設財産室長

（別紙「議案説明資料」により説明）

渡邊哲也委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

橋本徹委員

和解について、亡くなった元職員に対し、改めてお悔やみを述べる。

解決金6,000万円の根拠は裁判所側から示されているのか。

職員課長

金額の積算根拠は示されておらず、裁判所から示された和解案の内容は、議案に記載のとおりである。

橋本徹委員

先ほどの説明では、長時間労働の事実を認めた一方で、パワハラの事実を確認できなかったとのことだが、どのような聞き取りを実施したのか。原告はパワハラを争いの理由の一つとしていたと思うが、経過を聞く。

職員課長

令和４年４月に当該職員が死亡した直後、遺族から先ほど述べたような訴えがあった。訴状にも記載されているが、パワハラの具体例として、人事関係業務に係る書類の確認作業において、元職員が臨時職員に手伝ってもらったことを上司が指導したことがあった。遺族の訴えとしては、上司は他の職員の面前で拳を振るわせながら非常にきつく叱責したとのことで、ハラスメントに該当するとの訴えがあり、元上司、部下など幅広く聞き取りを行った。元上司によると、確かに注意したが、

他の職員から見られる形で強く叱責したわけではないとのことであった。その証言を裏づけるように同僚職員等もそのような状況を見ていないとのことであったが、死亡した元職員が注意を受けたと話していたのを聞いたとの証言があった。一つ一つの事実を丁寧に調査した結果、ハラスメントには該当しないと判断し、遺族に説明した。

橋本徹委員

確認するが、元上司のパワハラに対する懲戒処分等はなかったのか。

職員課長

調査の結果、ハラスメントの事実が認められないため、処分には至っていない。

橋本徹委員

教１ページの訟務費6,207万6,000円について、解決金6,000万円を差し引いた207万6,000円は裁判費用か。

職員課長

代理人弁護士への報酬である。

宮本しづえ委員

関連して聞くが、教育委員会は職員が亡くなった事実を非常に重く受け止める必要がある。内部の調査だけで済ませたと思うが、第三者委員会を設置し、パワハラの有無を調査する必要性についてどのように認識しているのか。

職員課長

当時、詳細に聞き取りを実施し、客観的にしっかりと調査したと考えている。その後、遺族にも説明し、当然、完全に納得したわけではないと思うが、当課の説明を聞いてもらったため、第三者委員会設置の必要性はなかったと考えている。

宮本しづえ委員

結果として、遺族が申立てを行い裁判に至った。最終的には和解したが、内部の調査だけで遺族は納得できるのか。なぜ自ら命を絶たなければならなかったのか、教育委員会としてしっかりと受け止め、遺族に寄り添う姿勢が必要だったのではないか。第三者委員会が設置されず身内の調査で終わっては、遺族は納得できないと思う。このような重大な事案が起きた場合、第三者委員会を設置し調査することを基本とすべきではないか。

職員課長

元職員が死亡したことは非常に重く受け止めている。当時、関係職員は非常にショックを受けており、調査に当たっては、誠心誠意丁寧に対応した。当然、毎年命日には県中教育事務所の管理職が遺族を訪問し、弔意を表している。遺族の気持ちは非常に重いものであり、今回の裁判により訴えの内容を精査されたと考えている。当課ではハラスメント防止に関する指針を規定しているが、今後二度とこのような事案がないよう、徹底して対応していきたい。

宮本しづえ委員

類似の事案を繰り返さないために対策することは当然だが、絶対に再発しないとの保証はない。起きた場合には適切な対応が必要であり、そのための基準がなければならない。まして単に退職したのではなく死亡したのだから、このような事例においては、きちんと第三者に判断を委ねることを基本とすべきであると考えるが、教育長の見解を聞く。

教育長

このような事案が起きた場合の対応として、まずは自分たちでしっかりと調べることが基本だと思う。その中でどうしても解明できない場合、他の手段を考えることになる。今後も、まずは事案が生じないよう対策を講じる必要があり、万が一事案が発生した場合でもしっかりと事実を解明し、今回の反省を踏まえて今後も対応していきたい。

宮本しづえ委員

内部で調査するのは当然だが、遺族が納得できず裁判に至ったのである。今後もこのような事案は起こり得るため、客観的な調査を実施できる手立てを取るべきである。教育事務所の職員が死亡した事例であり、相当な長時間労働があったとのことである。学校現場における長時間労働が常態化しているが、教育事務所においてこのような事例が生じた原因を聞く。

職員課長

各教育事務所は管内の人事関係業務に携わっており、特定の学校で教員の欠員が生じた場合に講師を探す業務も担っている。今回の事案では、年度末の人事関係業務に伴い、非常に長時間の業務が生じていた。加えて、当時は約20名の職場で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、５名程度で業務を回さなければならず、非常に特異な状況であった。さらに、地震の発生に伴う調整作業も生じ、死亡

した元職員が主任の立場でもあり、負担感が非常に高まってしまった。今後、反省を踏まえ災害時の対応や業務の分担についてしっかりと対応していきたい。なお、県中教育事務所ではその後、各職員の業務負担を考慮し、増員を図っている。

宮本しづえ委員

現在の教員不足の犠牲者とも言える。特に年度末から新年度にかけてはどの事務所も大変な状況であり、根本的には教員不足への対応が求められ、行政としても大きな課題として取り組む必要がある。ただ、大変な業務が集中している中、上司の指導が適切でなかったため解決金を支払うこととなったと思うが、指導の在り方について、何らかの処分や指導があってしかるべきではないか。

職員課長

先ほど説明したとおり、今回の指導はハラスメントに該当せず、通常の指導または助言に当たるため、処分等を検討するものではない。改めて述べるが、ハラスメントの事実はなかった。

宮本しづえ委員

指導は適切だったとのことだが、現場では教員が不足しており、配置に苦労していたはずである。したがって、臨時職員に手伝ってもらうのも当然だと思うが、それが不適切な対応であるということは、当該職員の業務状況を上司は適切に管理できていなかったことを意味する。それにもかかわらず、注意したことを適切と判断するのは、あまりにも現場の状況を考慮しない不適切な指導だったのではないか。

職員課長

手伝ってもらったこと自体が不適切なわけではなく、人事に関わる個人情報が含まれているため、かねてから事務所内では取扱いに注意し、臨時職員に手伝ってもらうことは適切でないとの共通認識があった。元職員を責めるわけではないが、そのような理由で上司が指導したものである。

宮本しづえ委員

そうであれば、むしろ上司が当該職員にそのような状況に至った経緯を聞き、具体的な対策を取るべきである。そのような対策が十分に取られなかったことが、今回のような悲劇を生んでしまったと思うので、しっかりと職場を管理するよう改めて要望する。

金澤拓哉委員

Ｎ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想について、今回、３類型全てにおいて採択されたことを非常にうれしく思う。様々な学びの機会を通して、生徒たちがこれからの社会に求められる能力をしっかりと身につけ、それぞれの特性や強みを生かして社会に貢献するとともに、社会の課題を解決する取組を通じて、自分も社会に対して影響を与えられると実感し、主体性を身につけることが期待され、様々な観点で歓迎すべきことと受け止めている。今年度は本格的に指導していくための体制を構築すると思うが、その内容を聞く。

高校教育課長

当課としても、このたびの採択を大変うれしく思っている。今後、拠点校の３校において、類型１から３までそれぞれ異なる取組を実施するが、教育課程の編成が大きな課題となる。それと同時に、今年度はハード面の整備を進める。

渡邊哲也委員長

議案に対する質疑の途中だが、暫時休憩する。

再開は、午後１時とする。

（午前　１１時５５分　休憩）

（午後　　０時５９分　開議）

渡邊哲也委員長

再開する。

休憩前に引き続き、議案に対する質疑を行う。

質疑のある方は発言願う。

金澤拓哉委員

今年度、Ｎ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想に係る体制構築として、拠点校の教育課程やハード面の整備を検討すると説明があった。これらを成功させる要素は大きく２つあると思っており、１つは産業界との連携、もう１つは学校自体の意識改革である。産業界においては、学校との連携により人材の獲得につながり得るほか、学生と関わることで自分自身の仕事の本質を理解し、より主体的に仕事に向き合えるなど、様々なメリットがあると思う。産業界との連携をどのように図るのか。

高校教育課長

委員指摘のとおり、産業界、大学等、そして外部機関との連携が本事業の大きな柱の一つとなっている。当課としては、連携体制を構築するため、学校と外部機関等をつなぐコーディネーションセンターを今年度早急に設置する必要があると考えている。また、教員と学校、当課が連携し、コーディネーションセンターの仲介も経て、学校と外部機関が連携して取り組んでいくとの意識づけに向け、積極的に働きかけたい。

金澤拓哉委員

私は職業講話を行う社会人講師のボランティア活動を８年ほど行っているが、特に進学校では既にカリキュラムが決まっており、講話を実施する余地はないとのことで門前払いに近い状況であった。近年では会津高校で受入れが始まり、普通科・学際領域の取組に関連し得るほか、県内調査で訪問した県立安積中学校でも月に１回は外部人材と関わる機会を設けているとのことで、取組が広がりつつあると思うが、どのように評価しているか。

高校教育課長

各拠点校において中核となる教員と当課が連携しながら、今後の事業の取組を検討している。今回の採択を受け、各拠点校の管理職も高校改革の視点を持っているため、本事業を前向きに捉えており、それを全教職員に波及できるよう一緒に取り組んでいきたい。

金澤拓哉委員

この事業を通して本県が教育先進県となり、県外の人が本県で学びたいと考えるような大きな取組になることを期待している。

宮下雅志委員

関連して聞く。Ｎ－Ｅ.Ｘ.Ｔ.ハイスクール構想については、他県でも相当数を申請していたが、３類型全ての採択は難しいと聞いている。３類型の内容を聞く。

高校教育課長

申請に当たり、本県では、例えば人口減少や若者流出、理工系人材の不足など、大きく６つの課題を抱えていると捉えた。類型１については、福島イノベーション・コースト構想を踏まえ、産業直結型のフィジカルＡＩクリエーター、エネルギーインテグレーターなどの人材育成を目指し、福島工業高校を拠点校とする。類型２

については、価値創造型の理数系人材の育成に向け福島高校を拠点校とする。福島高校はＳＳＨ（スーパーサイエンスハイスクール）の指定を受けており、従来から探究活動に取り組んでいたが、それを社会に還元する取組にはまだ結びついていないことに課題意識を持っており、社会実装の視点から教育を進めていきたいと考えている。また、類型３については郡山萌世高校を拠点校とするが、生徒たちの多様な学習ニーズに応えるため、通信制課程においてはオンラインやＶＲにより授業を受けられるよう環境を整備するとともに、１学級規模の小規模校の学びも保証したいと考えている。

宮下雅志委員

本県の教育課題をしっかりと認識した上で、これまでの取組をさらに進化させていこうとする姿勢が評価され、採択に至ったと感じた。本県では、第７次福島県総合教育計画の下、令和８年度学びの変革推進プランが策定されており、本県における教育の基本方針とされている。今年度の施策を見ると、地域共創による高校生の探究的な学び推進事業やグローバル人材育成事業、会津高校の学科改編事業や脱炭素社会の実現に向けた産業人材育成事業、イノベーション人材育成事業など、従来の学びの変革推進プランの中でもしっかりと位置づけられてきたものと思う。今後、Ｎ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想を進めるに当たり、学びの変革推進プランとの整合性を確保しながら事業を構築していかなければならないと考えるが、方向性を聞く。

高校教育課長

従来、学びの変革という観点で各事業に取り組んできた。今回のＮ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想については、高校だけでの取組ではなく、大学、企業等を巻き込み、外部機関との連携の中で高校教育改革を行っていくとの視点で捉えている。高校のみならず、外部機関の協力も得て本県の課題解決を図る事業と認識している。

宮下雅志委員

学びの変革推進プランとＮ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想は、方向性が乖離しているわけではないので整合性を図っていく必要があると思うが、本構想は、地域経済を支えるエッセンシャルワーカーや理系人材の不足という国の課題認識から生じたものであると思う。一方、本県の教育目標は子供たちの生きる力を育み、学校を卒業した後もしっかりと自分の人生を設計し、生活を営み、結果としての社会貢献

を目指す意味合いが強いと思う。国と本県における教育に関する政策目的の整合性を意識しなければ迷走するおそれがあると思うが、考えを聞く。

教育総務課長

委員指摘のとおり、国の課題意識を踏まえてプランを策定した。一方で、県の課題をしっかりと踏まえたからこそ採択されたと認識している。将来、変化していく社会の中で、子供たちが自己実現を図る必要があると思うため、しっかりと整合性を確保した上で取り組みたい。

宮下雅志委員

ぜひ対応願う。本構想においては、パイロットケースを創出し、成果を域内に波及させていくとのことで、令和10年度までに何らかの成果を出さなければならないという非常にタイトなスケジュールで取り組まれる。何をもって成果となすかが重要な視点だと思うが、考えを聞く。

高校教育課長

委員指摘のとおり、令和10年度末までに成果を出さなければならず、将来的には全県に波及させたい。当課としては、県内企業への就職者数、工業高校へ入学する女子生徒数、理数系大学への進学者数やサテライト校の利用者数などの指標により成果を確認していきたい。

宮下雅志委員

令和10年度までに成果を出し、国から評価されることが目的ではなく、先の長い取組となり、本県の高校教育において何を目指すのか明確にしていく必要がある。先を見据えた成果の設定も含め、検討を重ねるよう願う。

長尾トモ子委員

各校において探究活動を実施しているが、成果発表会だけで終わり、実際に社会とどのように関わるべきかという点まで至っていないと思っている。今回のＮ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想は、産業界と学校が連携し価値創造型の人材育成に取り組むとのことで、大変画期的である。本県においては、Ｆ－ＲＥＩも含め高度な人材育成が必要であり、具体的な取組がなければ成果は見えない。今後、拠点校の取組を横展開していくと思うが、３つの拠点校の取組は、生徒がどの高校に進学すれば自分らしさを発揮できるのか考えを深めるきっかけとなり、進路選択に大きく関係し得る。川口高校などにおいては県外から入学する生徒も多いが、Ｎ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．

ハイスクール構想は県外の子供たちも対象となるのか。

高校教育課長

各校とも探究活動に熱心に取り組んでいるが、委員指摘のとおり、当該活動が社会実装に結びつかないことを当課としても課題に感じている。探究活動が地域の課題解決につながるよう、例えば地域企業と連携して商品開発に取り組むなど、社会実装を目指したい。また、川口高校などは全国から生徒を募集しているが、県外から入学した生徒たちも含め、Ｎ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想において、本県に愛着を持ってもらえるような教育を実施したいと考えている。

長尾トモ子委員

本県では原子力発電所事故があり、大変な思いをしてきた。解決しなければならない問題が多く、子供の数が減少していく中で、本県で勉強したいと考えている県外の子供たちを受け入れる必要があると思う。ロボットやロケットの開発など様々なものづくりを学びたいと考える生徒を全国から受け入れればよいと思うが、考えを聞く。

教育総務課長

Ｎ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想は、県のパイロットケースであるとともに全国において傑出した高校をつくるプロジェクトであるため、採択校を全国の中でも光輝く学校にしていきたいと思っている。その取組が県内の他の高校にも波及するよう取り組んでいきたい。

長尾トモ子委員

県が様々な面で先行して取り組むことで、全県に波及する。本県以外でも産業人材の育成等に取り組んでいる自治体は多いが、モデルになるよう取り組んでほしく、とても期待している。従来の施策と重複する部分と新たに取り組む部分を明確にし、整合性をしっかりと確保するよう要望する。

宮本しづえ委員

今年２月に文部科学省がＮ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想を公表したが、短期間で計画を作成し、申請しなければならなかったと思う。あまりにも時間がない中で本県の教育課題をどのように整理し、計画が作成されたのか不透明であるため、経緯を聞く。

教育総務課長

委員指摘のとおり、２月に文部科学省からグランドデザインが示され、検討を始めた。県の課題を整理するに当たり、企画調整部や商工労働部との協議を経て課題を特定した。事業設計の段階で、有識者にも意見を聞くことを求められたため、福島県産業教育振興会や大学教員など様々な有識者の意見を踏まえて計画を作成した。

宮本しづえ委員

様々な意見を聞いて作成した計画の中で、本県の課題を大きく６つ挙げているが、決して本県だけが抱える課題ではない。全国においても同様の計画が提出されていると思う。人口減少は全国共通の課題であり、どの分野にも共通して人材不足が生じている。今回の３類型のうち１と２における目標は、理系人材の育成に集約されているが、本県においては理系人材の確保だけが課題ではなく、特に医療・福祉分野では、介護職の不足が全国ワーストクラスであり、人口に対する医師数も少なく、看護師不足も深刻である。本計画の作成に当たり、そのような現場の意見はどのような形で反映したのか。理系分野の人材確保に関する意見しか聞いていないのではないか。

教育総務課長

委員指摘のとおり、全国的な課題をベースとしているのは事実である。一方で本計画を作成する際、本県においては特に女性の県外流出が多く、加速度的な人口減少を招いていると特定できたので、類型１及び２においては、女性が本県にとどまるようプロジェクトを作成した。また、理工系人材の不足について、本県では福島イノベーション・コースト構想をベースに産業を重点化しており、全国とは異なる計画を作成するため、特に類型１については、フィジカルＡＩや新エネルギーの担い手育成を図ることとしている。類型２においては文理融合の人材を目指しており、決して文系をないがしろにしているわけではない。

宮本しづえ委員

教育の基本的な目標に照らし、本事業が本当に適切か判断しなければならない。多額の事業費をかけて特定分野に関する人材育成事業が行われることは、人格の完成を目指す教育基本法の目的から逸脱し得る。国がそのような事業を実施するからと言って、県が無批判に受け入れてよいのか。

教育総務課長

人材のニーズを受けて本事業を実施しているのは事実である。一方で、子供たち

の人格形成や自己実現をないがしろにしているわけではなく、両方を追求すべきと考えている。

宮本しづえ委員

国の予算のかけ方は異常だと思う。３年間で計2,950億円の事業費を計上しており、本県には62億円が配分されるが、３校のみを対象とすることに疑問を持つ。

渡邊哲也委員長

本県に関わる質問を端的に願う。

宮本しづえ委員

たった３校に62億円もの事業費を投入する教育行政の在り方は、本当に公平で公正な教育を確保できるのか。

教育総務課長

文部科学省の方針に基づき事業を実施するが、子供たちの教育環境のためにこれだけ多額の予算が配分されたこと自体を喜ばしく思っている。また、予算は３校に配分されるが、整備した施設は他校の生徒や小中学生、保護者などに幅広く有効活用されるようにしたい。なお、文部科学省が示している方針を踏まえ、今後、交付金を活用して他校も支援したいと考えている。

渡邊哲也委員長

宮本委員に述べる。Ｎ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想は本県の高校改革の根幹であり、決してほかの子供たちをないがしろにするような取組ではないと思う。

宮本しづえ委員

それは委員長の見解である。本県の教育における目標についてさらに議論し、検討しなければならないと思うため問題提起している。子供たちの教育環境の改善を否定するわけではないが、教育環境の整備のためにほかに解決すべき課題は多い。体育館へのエアコン設置は今後７年もかけて取り組む予定であり、教育予算の使い方に問題がある。子供たち一人一人に行き届いた教育環境を保障していくとの教育行政の基本的立場から、より慎重に検討すべきだったと思う。本事業は、経済産業省主導でつくられたと言われており、財界が要求する人材育成に教育行政がすっぽり組み込まれている。それを無批判に県の教育委員会が受け入れてよいのか。現状をしっかりと踏まえて教育行政に当たってほしいと思うが、どうか。

教育長

第７次福島県教育総合計画では、福祉・介護・医療分野におけるエッセンシャルワーカーの育成を掲げており、学びや学校の在り方の変革を進める中で、子供たちをしっかりと育てていくとの方針は変わらない。Ｎ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想は、産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業として国から示されたもので、本県としてはＦ－ＲＥＩや福島イノベーション・コースト構想などの国家プロジェクトが進行していることや、産業界のニーズも踏まえ、類型１～３の各計画を作成し国へ提出したものである。産業人材以外のエッセンシャルワーカーも計画に基づき育成しつつ、今回採択された３類型における人材もしっかりと育成し、若者の県内定着・還流の循環を図ることで、県内において継続的にイノベーション人材を輩出できるシステムを構築していきたい。それにより新産業や従来からの産業も高付加価値化し、競争力の強化を図り、持続可能な地域社会を実現していきたいとの思いで進めていく。

渡邊哲也委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

伊藤達也委員

今回、大ゴッホ展が開催され、県立美術館及び図書館が大いに注目された。また、付近の福島高校や福島工業高校がＮ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想の採択を受けたが、血のにじむような思いでこれだけの短期間に準備した教育庁に深く感謝を述べる。今後、陸続と本県から人材が輩出されると確信している。

図書館の建物は県内外の人たちに好評である一方、館内が少し暗いとの声があり、高齢者も多いためＬＥＤ照明の導入が必要である。現在、県有施設の照明がＬＥＤに切り替わりつつあり、図書館の入り口なども一部ＬＥＤ化されているが、多くはまだ蛍光灯である。総務部とも話したが、多くの県民が利用する施設であるため、重点的に取り組まなければならない。法律により来年１月１日から段階的に一般照明用蛍光ランプの製造が禁止され、徐々に切り替わると思う。図書館については優

先的に実施すべきと思うが、どうか。

施設財産室長

委員指摘のとおり、令和９年末までに蛍光ランプの製造、輸出入が段階的に廃止されると承知している。一方で、製造終了後も蛍光ランプの使用は禁止されず継続的に利用できるため、当面の間は各施設の在庫で対応したいと考えている。委員指摘のとおり広く県民が利用する施設であるため、今後、施設とも相談しながら、ＬＥＤ化の効果や必要経費、他県の動向等を踏まえ計画的に取り組んでいきたい。

伊藤達也委員

県では、県民に対し省エネルギーの施設整備や家電の買い換えを推奨し、ＬＥＤ照明に対する補助を行っている。イニシャルコストがかかってもランニングコストを考えるべきであり、ＬＥＤ照明は経済的にも環境にも優しいので、法律上は引き続き蛍光灯が使えるからよいという問題ではない。県は省エネルギーを推進しているのに、なぜ県の建物にはＬＥＤ照明が導入されないのかと県民も疑問に思うのではないか。しっかりと期限を決めて進めてほしいが、どうか。

施設財産室長

委員指摘のとおり、法律上の取扱いとは別に計画的に進めていかなければならないと考えており、引き続き努力していく。

伊藤達也委員

本県以外の東北５県の県立図書館と国立国会図書館は、全てＷｉ－Ｆｉが導入されている。以前、県立図書館を利用した際、Ｗｉ－Ｆｉがないため職員に確認したところ、館内に設置しているパソコンを利用してほしいとのことであった。とはいえ、学生の卒業論文作成など自分のパソコンで作業する場合もあり、Ｗｉ－Ｆｉがあれば検索やクラウドへの保存もできる。県民の利便性向上のためにＷｉ－Ｆｉが必要だと思うが、なぜ導入しないのか。

社会教育課長

図書館の施設・設備は経年劣化しており、図書館の意向を踏まえた上で、限られた予算内で優先順位をつけながら修繕等を行っている。

伊藤達也委員

図書館は涼み処にも指定されているため、優先順位は高いと思う。以前はソフトバンク（株）から無償提供された時期があった。県庁においても県民ホールや食堂

にＷｉ－Ｆｉが入っている。県民のことを考えれば早期にＷｉ－Ｆｉを導入してほしいと思うが、どうか。

社会教育課長

委員指摘のとおり、Ｗｉ－Ｆｉの整備は県民の利便性向上のために大切であると認識している。令和７年３月に策定した福島県立図書館アクションプランにおいて、デジタル技術発展への対応を念頭に置き、ＤＸの視点も取り入れた福島県立図書館デジタルビジョンを新たに示したところであり、Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備についても、必要性を精査の上、検討することとしている。それも踏まえ、今後、利用エリアや接続可能台数などの運用面のほか導入費用、セキュリティー、通信料などを含めた管理コストについて、他施設の導入事例について情報を収集するとともに、デジタル変革課など関係課に相談しながら検討する。

伊藤達也委員

ぜひ進めてほしい。

教員に対する過剰な苦情や不当な要求を防止するポスターの作成、配布について、教員たちは本当に喜んでいる。県教育委員会が教員たちを守るために速やかに対応したことに感謝を述べる。

ユネスコでは、10月５日を世界教師デーとしている。（一社）「教師の日」普及委員会では、以前から教員への感謝を伝えるポスターを作成、配布しており、東京都内を中心に普及しつつある。多くの教員は本当に優秀で真面目に働いているが、一部の不適格な教員による不祥事が起こることで、ニュースやＳＮＳにより教員に対するネガティブなイメージばかりが社会に浸透しているのはおかしいと思う。教員は私にとっても人生の師匠であり、社会において教員に対する感謝の気持ちをもう少し普及させたほうがよい。（一社）「教師の日」普及委員会の取組は一例であるが、県の広報ＣＭなどにより、教員への感謝を伝える取組を実施できればと思うが、どうか。

教育長政策監

世界教師デーは、教員の地位に関する勧告に基づきユネスコが定めていると認識している。本県においても、教員によるネガティブな事象が大々的に報道されることがある。世界教師デーに関連する取組については検討が必要と思うが、県教育委員会として、教員が安心して誇りを持って仕事に取り組める環境を整備していく必

要があると思うため、それを踏まえて教育行政にしっかりと取り組んでいきたい。

長尾トモ子委員

伊藤委員の質問に関連して聞くが、郡山市内のある小学校に、教員の悪口を電柱に貼る保護者がいる。教員たちの心が折れ、退職を考える人もいるが、守ることはできないのか。郡山警察署や郡山市教育委員会にも相談したが、解決に至っていない。一生懸命取り組んでいる教員たちが気の毒だと思うが、県の考えを聞く。

職員課長

働き方改革の取組として、昨年度からスクールロイヤーに関する予算を計上し、保護者への対応が非常に困難な場合、法的な視点で専門家からのアドバイスを得る制度を設け、活用してもらっている。一方で、苦情や不当な要求への対応マニュアルの整備を検討しており、これについても法的な視点により監修を受け、今後、各校に提示したいと思う。このような環境整備により、教員の負担軽減に継続的に取り組みたい。

橋本徹委員

教育事務所職員の死亡は残念であり、心身に影響があり得る教員の相談に応じる体制を整備すべきと思うが、検討状況を聞く。

職員課長

保護者や地域住民には丁寧に対応する前提だが、相手方の要求が過剰な場合の対応についてマニュアルを定め、スクールロイヤーと併せて既存の相談窓口についても周知したい。

橋本徹委員

よろしく願う。スクールロイヤー制度は昨年度から導入されたが、各国では職員常駐型が主流とのことである。国内外のスクールロイヤー制度をしっかりと研究した上で、本県ならではの制度を運用し、痛ましい事案が一つでも減るよう取組を要望する。

山田真太郎委員

６月30日の半沢議員による一般質問において、スクール・サポート・スタッフの活用により教員の負担軽減につながった好事例の横展開をさらに進めるとの答弁があった。小中学校の教員に話を聞いたところ、負担軽減につながり大変助かっているとのことだった。勤務時間は１日３～４時間と思うが、延長する考えはあるのか。

義務教育課長

スクール・サポート・スタッフについては、５月末日現在で96.7％と全校配置に近い状況であり、委員指摘のとおり１日４時間以内、週５日以内の勤務としている。まずは早期の確実な配置を進めていきたい。

山田真太郎委員

多くの学校では午前中のみの勤務と思われるが、教員からは終日勤務してほしいとの声はあるか。

義務教育課長

勤務時間については、学校とスクール・サポート・スタッフの間で調整されている。個々の事情により直ちに100％配置できない中、段階的に配置して現在の状況であるため、引き続き人材確保に努めたい。

山田真太郎委員

大阪府などでは終日勤務に係る予算を確保していると思うが、今後、予算の確保に向け国へ要望する動きはあるか。

義務教育課長

スクール・サポート・スタッフに対する学校側のニーズを把握しており、教員の働き方改革に資することは十分承知している。国への要望等も含め、引き続き対応を検討していきたい。

渡邊哲也委員長

質問の途中だが、ここで暫時休憩する。

再開は午後２時１５分とする。

（午後　　２時　　休憩）

（午後　　２時１３分　開議）

渡邊哲也委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は、発言願う。

宮下雅志委員

学びの変革推進プランの施策６「安心して学べる環境を整備する」に少人数教育の充実が含まれている。令和８年度は、29億621万円の予算が計上されているが、教員の加配費用であると思う。小規模の小・中・義務教育学校における授業展開の工夫や、魅力ある教育課程の改善等に関する研修を実施し、加配教員の配置継続により確かな学力と豊かな心を育成し、少人数指導のよさを生かしたきめ細かな指導を充実させるとのことである。従来、40人学級などにおいて少人数教育が有効とされ議論してきたと思うが、子供の数が減少すれば否応なしに少人数教育をしなければならないと思う。会津若松市内では新入生が５人の小学校もあるが、県内における複式学級の導入状況を聞く。

義務教育課長

複式学級数に関する資料が手元にないが、委員指摘のとおり子供の数が減少しており、今後、複式学級は増加し得る。そのような場合も、有効に教育活動を行うための研修の実施や、複式学級を解消するための加配措置などを行い、子供たちの教育が充実するよう努める。

宮下雅志委員

子供の数の減少に伴い、複式学級は増加すると思う。今後、市町村教育委員会が中心となり複式学級の教育方針を決定し、子供たちの学力向上や生きる力を育むと思うが、今定例会の本会議でイエナプラン教育に関する質問があった。ドイツ発祥でオランダで発展した教育であり、日本の複式学級と非常に親和性が高いと見られている。単に教員を加配して現場に任せるのではなく、複式学級による教育を実施するに当たり、教育理念をしっかりと構築していく必要がある。本会議の答弁によると学校行事などで部分的に実施するとのことだが、考えを聞く。

義務教育課長

イエナプラン教育は、異年齢の子供たちが一緒に課題解決に取り組み、社会性などを身につけながら学びを進めていく効果があると考えている。一方で、異年齢の子供たちが同時に学習指導要領の内容を履修することは難しく、国内でも数例にとどまっている。まずは学習指導要領の基本的な内容を子供たちに身につけさせたい。本会議でも答弁したように、学校行事や係活動を通して異年齢の子供たちが社会性を身につけるための体験的な場を設けたいと考えている。

宮下雅志委員

課題もあると思うが、少人数教育と複式学級の双方のメリットを取り入れたハイブリッドで実施すればよいと思う。課長説明のとおり、異年齢では実施が難しいことについては単年齢での学習活動を実施するなど、複式学級の考え方をしっかりと構築していく必要があると思うため、ぜひ今後検討願う。

宮本しづえ委員

部活動の遠征等における安全確保について、文部科学省から通知が発出された。様々な留意点が示されているが、それに従って遠征を行うには相当の経費がかかり、保護者負担が課題である。本会議において、教育長は保護者負担が原則であると答弁したが、ほとんどの部活動で他地域への遠征が難しくなると思う。ただし、部活動は教育活動の一環であるとの考え方も示されているため、その経費についても当然、何らかの支援策を検討しなければならない。保護者負担との考え方の是非が問われていると思うが、文部科学省の通知を受け、県はどのように検討しているのか。

健康教育課長

部活動の遠征で生じる負担については、学校と保護者の間で検討されるべきと認識している。部活動は重要な教育活動と位置づけられる一方で、教育課程外の自主的な活動と捉えられるため、受益者により負担されるべきと考えている。

宮本しづえ委員

保護者負担を減らそうとする中で、磐越道のバス事故が発生したのではないか。当然だが、安全を最優先に考えるべきであり、安全確保のためには部活動そのものに相当の制約を設けざるを得ないが、子供たちの成長に非常に重要な活動である。教育活動の一環であると認めるのであれば、安全対策を講じるための支援を実施すべきであるが、国は安全な実施を求める通知しか発出せず、財政支援について一言も述べていない。全国から財政支援の要望があり、県内においても同様の意見を聞いている。保護者や教員の負担を減らすため、相応の支援策を講じるよう要望する。

今年も相当な猛暑が心配されている。高校の体育館へのエアコン設置自体はよいことだが、７年間の計画である。学校側は待っていられず、保護者負担で設置するところが増えているのではないか。現在、県内５校の体育館にエアコンが設置されているが、それに含まれない福島南高校の卒業式に出席した際、県によるエアコン設置を待てないため保護者負担で設置することにしたと報告を受けた。その後、入

学式に出席したところ既に体育館に設置されていた。このように、保護者負担であっという間に設置した学校もある。その場合、電気代は保護者負担となるが、子供たちがまともに体育の授業もできない状況を何とかしなければならず、申し訳ないが保護者負担としたとのことである。これが学校現場の実態である。昨今の異常な気象状況を踏まえ、７年もかかる計画を見直すべきと思うが、どうか。

施設財産室長

年々暑さが厳しくなっているが、工事が特定の地域に集中しないよう各地域のバランスを勘案するとともに、各校における他の工事と調整すると７年程度かかると想定しており、今後も計画的に進めていきたい。

宮本しづえ委員

工事の前倒しに向け事業者と協議するよう願う。

保護者負担で設置した体育館のエアコンに係る電気代負担について、避難所指定箇所は県が負担しているが、それ以外は今後の計画の中で進めるとの答弁があった。保護者負担でエアコンを設置し、避難所に指定されていないのはいわき総合高校１校のみだが、なぜ直ちに県が負担できないのか。負担額の見込みを聞く。

財務課長

具体的な金額は把握していないが、今年度は４校分の予算を計上している。おおむね１校当たり150万円～200万円程度である。

宮本しづえ委員

県の予算で200万円を捻出できないことはないと思う。保護者負担をなるべく減らす方向で取り組んでほしいため、ぜひ検討願う。

山田平四郎委員

教育庁の努力によりＮ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想の採択を受けたことに感謝を述べる。県内全域への成果の波及が目標に掲げられており、拠点校の取組を速やかに協力校に反映することが大切だと思う。会議の開催以外にも様々な共有方法があるため、タイムラグなく協力校も一緒に取り組める方法を考えてほしいと思うが、どうか。

高校教育課長

当課としては、成果が求められる拠点校３校をしっかりと整備し、事業を構築していく中で、拠点校の取組をオンライン等により協力校へ共有できる環境をつくっ

ていきたい。

山田平四郎委員

様々な情報が伝われば、各校で工夫できると思う。協力校以外の学校にも取組に関する情報を提供すれば、教員にとっても刺激となり、県全体が盛り上がると思うため、よろしく願う。

渡邊哲也委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

本委員会に付託された教育庁に係る請願10件のうち、先日審査した意見書の提出を求める請願５件を除く５件を一括議題とする。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

（書記朗読）

渡邊哲也委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、継続請願66号について各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

不採択の方向で願う。

山田真太郎委員

不採択の方向で願う。

宮本しづえ委員

採択の方向で願う。

伊藤達也委員

不採択の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続請願66号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願67号について各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

不採択の方向で願う。

山田真太郎委員

不採択の方向で願う。

宮本しづえ委員

住民の意見を踏まえ新たな計画を策定すべきであるため、採択の方向で願う。

伊藤達也委員

不採択の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続請願67号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願68号について各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

不採択の方向で願う。

山田真太郎委員

不採択の方向で願う。

宮本しづえ委員

40人学級は多すぎるため、採択の方向で願う。

伊藤達也委員

不採択の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続請願68号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願97号について各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

不採択の方向で願う。

山田真太郎委員

不採択の方向で願う。

宮本しづえ委員

採択の方向で願う。

伊藤達也委員

不採択の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続請願97号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願101号について各委員の意見を尋ねる。

金澤拓哉委員

不採択の方向で願う。

山田真太郎委員

不採択の方向で願う。

宮本しづえ委員

採択の方向で願う。

伊藤達也委員

不採択の方向で願う。

渡邊哲也委員長

継続請願101号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡邊哲也委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

なお、採決は７月７日に行う。

これをもって、教育庁の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

７月７日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

（午後　　２時３８分　散会）